

オーストリア現地調査報告

出張期間：平成 29 年 7 月 10 日（月）～14 日（金）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：Lower Austria 州 1 施設、Upper Austria 州 1 施設、Salzburg 州 1 施設

1 調査の目的

食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を解禁するため、オーストリアと協議を行った対日輸出プログラムの実施可能性について、現地調査を行った。本調査では、オーストリアでとさつ解体される 30 か月齢以下の牛由来の肉及び内臓について、月齢、出生国及び飼養国の確認、SRM の除去及び分別管理について確認を行った。

2 調査結果

(1) 月齢、出生国及び飼養国の確認

(Veterinary Information System (VIS) システム)

EU のトレーサビリティ制度に基づき、EU 加盟国では、国記号（オーストリアの場合は「AT」）と識別番号を用いて、1 頭毎に個体管理している。この番号は、パスポートと耳標に記載されており、この番号により、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報を調べることができるシステム (VIS システム) が構築されている。

このシステムを用いて、受入時には耳標番号を入力することにより、月齢、出生国及び飼養国の確認が可能であり、と畜した後、と畜した旨を登録する。

(2) SRM の除去

扁桃及び腸については、適切な除去が行われていた。また、一頭毎の器具の洗浄により、適切な方法で交差汚染の防止が図られていた。

(3) 分別管理

ア と畜場における、月齢、出生国、飼養国の分別管理

日本輸出向けの処理を行う場合は、生体の受け入れ段階で対日輸出条件にあった月齢範囲、出生国及び飼養国のロットを構成し、最初にと畜処理をする等の方法により、対日輸出が可能な国で生まれ育った、30 か月齢以下の牛とそれ以外の牛とを分別管理する。また、対日輸出を行う際は、と畜後に耳標をスキャンすることで、月齢、出生国、飼養国等の情報が記載されたラベルが発行され、対日輸出が可能であることを示すラベルとともに枝肉に添付される。

イ 部分肉処理における、月齢、出生国、飼養国の分別管理

対日輸出を行う際には、日本向けに輸出できるロットの枝肉からラベルをスキャンすることにより確認し、一日の最初に部分肉処理を実施し、対日輸出条

件に適する枝肉の処理が終わった後にはギャップを開けることで、その他の牛を区別する。

3 総括

オーストリアより対日輸出する施設は、EC規則に基づくトレーサビリティシステムにより、個体識別番号での分別管理が可能であり、枝肉には対日輸出が可能であることを表示するラベルが添付され、容易に目視確認できる。

内臓肉については、30 か月齢以下に由来するものについて、ラックにタグをつける等のロット管理を行うことで、対日輸出向けの分別が管理である。

調査結果から、対日輸出条件に適した牛肉及び内臓の輸出が可能な状況であることが確認できた。